

秘密指定解除

情報公開室

極秘

アジア局長

経済協力部長

総務参事官

参事官

北東アジア課長

経済協力課長

政策課長

対韓経済協力実施上の問題点

昭36.11.27

経済協力部政策課

現在考えられている対韓経済協力の構想は、総額

150百万ドル程度(初年度50百万ドル程度)の長期・低利の

借款供与であるが、本件実施に伴う問題点は以下の

とおりである。

1. 直接借款の適否

現在の韓国は、対外支払能力が極めて低い(1960

36.11.28

回覧番号 経協政 0737

昭36.12.6 局長附

年における輸出 33 百万ドルに対し、輸入及び貿易外支払は 34.2 百万ドルに達しており、この差額の大部の 27.6 百万ドルは外部からの無償援助によって埋められている。この状態は当然のうちに改善される見込みがあるので、本件は併協力が、真の韓半島の経済再建に貢献することには相当長期の振置期間に伴った緩和された条件の借款の提供に代わって行なうので、次の観点より、民間ベースの延滞信用供与よりも、政府ベース（具体的には韓銀または基金）の直接借款が望ましい。（今後、年毎 50 百万ドルから 3 年毎に互に、頭金 10%、10 年均等償還、利率 6% の信用供与を行なった場合、頭金と元利返済の支払総額は、沖 3 年度に 1 年毎 20 百万ドル以上を達する。）

2. 借款供与料償

前項の判断に基づき、対韓経済協力の直接借款で行なふこと

とした場合、借款供与料償として [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] の双方が考えられるが、以下の理由により本件借款

は [REDACTED] に行なひしめ [REDACTED] と望ましく。

即ち、本件借款供与につき [REDACTED] 自体としては 特の法律

上の障害はなく、最近の対印借款並 (5年振置、以後10

年払、利率6%) 以上の借款の返済条件の緩和がなされたこと

現行輸銀法及び同業務方法書の範囲で充分可能である。

しかし、金融ベースから見れば、韓国政府の対外信用 (一

のゆる credit worthiness) が極めて低いので [REDACTED]

不 韓国

長期借款の供与するに付、[REDACTED] 内部において難

色を未だ可能性がある。しかし、[REDACTED] は、金融ベースの策

り得るものは、[REDACTED] 金融の表、金融ベースの策を採り、

政府の政策上、その制約を乗り越えて各種協力を実施するに

とが要請される案件に対する金融の行なりとて、その本来

の業務とするものであるから、本件借款のことは、[REDACTED]

がその供与材料となつては、適当な案件と考へられる。

### 3. [REDACTED] 借款の場合の問題点

(1) [REDACTED] の際貸は、現在約29百万ドルであり、明年度予算

要求額(200億円)に依り全面的に認められる場合でも

その規模は85百万ドル程度を過ぎず、本件借款を行

なりと充分ではないので、[REDACTED] 之中で増資するための

予算措置（基金の増資は、従来一般会計からの出資とりの

運用益から取り、借入は法律上出来た）が<sup>必要</sup>必要である。

~~そのための所要の説明を本会で行うこととする。~~

~~(これは、後述のとおり、借入自体は本会の承認を~~

~~要するということの意味である。)~~

(2) 現在関係省庁において、[REDACTED] は原則として、直接借入

は行われないとの文書による了解（外務・大蔵・通産・逓信

事務次官宛書）が存在するので、これを修正打ち、少く

とも本件は2の例外であることと確認する必要がある

3. (1)と(2) 外務・通産両省において、本件は、2の

原則の撤廃を望ましくしてはいるが、現在までのところ、

適当な機会がなく、正式に関係省間の協議を行ったりし

ては行っていない。

#### 4. 国会承認の要否

(1) 財政法の原則と厳格を解釈するならば、次年度以

降の予算に多少の影響を及ぼすか、ある場合は当該年度

内においても、補正予算の不可避なり（特に對外約束の政府

が行政制限で行ったりしては出来ず、国会の承認によ

るとせざる政府が對外的に借款供与のコミットメント不可能

なのは、親子アディショナルな資金の範囲内に止まる。（親子

アディショナルな資金の範囲内とは、具体的には

の場合  
外務省

は、自己資金と法律で認められているその他の借入金  
の中より既往の融資承認に伴う貸出と新規のマネーベース  
の融資のための reasonable 1% allowance を差し引いた残  
額、基金の場合も同様で、その貸本金から既往のコミット分  
と新規の他の案件のための投融資用の allowance を差し引い  
た額と考えられる。) (ただし、この解釈に基づけば、妻

の資金が非常に余裕がある場合以外は、多少  
の金額の大きい直接借款はすべて基金の承認を要する  
ことになり、互済協力の弾力的実施が不可能となる。

(四) 従って、今日のところ、[ ] の資金量増大のため、

年々相当額の予算措置が講じられるのが通例となつて来

た場合においては、対外約束の範囲は上記のとおり既にア  
ダプタブルな資金を、次年度以降において毎年当然予算  
措置を期待して差し支えないと存せられた親を加え  
たのと解すべきである。又、この解釈によれば、本件借  
款も、実際問題として、3.(1)に述べたように予算措置  
が(本件自体の)必要となるが、理論的には、毎年の承認の必要とせ  
るが、毎年対韓至協力を含めて基金に対する資金需要が  
全般的に増大して来たのたがりの[ ]の増資が必  
要であるとの理由で、各年度毎に予算措置を要求して行け  
ばよいこととなる。(因に [ ] の対印、バ借款も、実際  
問題としては、明年度の輸銀の増資要求の一因となつて

うが、そればかりで、対印の借款自体について  
の承認を求めたことはしてない。）

### 5. 借款の対象プロジェクト

本件借款が、韓国の経済再建のため有効に使用さ  
れるためには、借款の使途について韓玉側<sup>全体的に</sup>に決定権を有  
するとは避け、対象プロジェクトについて、充て日韓双方が協  
議の上決定の方策を構えることを望む。この  
英、米銀のスキャンダルを多大影響を蒙る計画に有った印  
パキスタンに対する包括的な借款供与の場合と根本的に事情  
が異なり、韓国の場合は、借款が効率的に利用されること  
を強く望むことを留意する必要がある。）

6. 対韓 コンテラム

対印・対パ コンテラム (共同借款団) の至極大に 特定の

低開発国に対する先進諸国の援助をより効果的にするため

手段  
としてこのコンテラム方式は、今後広く活用される傾向

向があり、現在在銀は、中南米・中近東・アフリカの幾つもの国

々ためのコンテラム締成の動きを見せており、DACにおい

ても類似の動きがある。わが国としては、このコンテラム

への参加を要請された場合、何々のペースで対応して、その

以外を判断し、態度を決めて行くこととした。中

南米等に対し、わが国が特に関心を有するアフリカ地域

への参加については、適宜と判断される場合は、積極的

コンテニムの提案を行ない、他の関心を有する諸国を  
動員して協同援助を促すことが得策であり、韓国は  
ない方針による援助が可能であり、扶望社へのアジア  
における教員への一助である。しかし、対韓コンテニム  
の参加する可能性のある国として、米国以外に西独・印  
ドネチク等々、特に西独は、去る6月末日した同国  
全済省イベント参事官が当省を訪れた際、全済協力課長  
に対し、アジア地域におけるコンテニム編成につき日本側  
より働きかけなければ大へな歓迎が首肯公式で述べ  
た至事があり、参加の可能性が充分あると訴えられた。